

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年6月29日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

鶴見区獅子ヶ谷地区緊急下水道工事

2 履行（納品）場所

鶴見区獅子ヶ谷二丁目39番6号地先

3 契約日

令和元年7月4日

4 履行日又は履行期間

令和2年1月31日まで

5 契約金額

¥41,910,000. －（うち 地方消費税等相当額 ¥3,810,000. －）

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 株式会社 長野工務店 代表取締役 長野 真行

住 所 横浜市戸塚区小雀町1137番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

幹線道路沿いの下水道施設において、施設の一部が民地越境していることが、当該民地における建築工事の着工により判明しました。下水道施設の越境部分は土地売却等の際に支障となるため、越境部における下水道施設の迅速な撤去・新設が求められました。したがって、当該下水道施設を利用している市民の下水道行政サービス維持のため、即時の対応が必要となりました。

## 8 契約の相手方の選定理由

株式会社長野工務店は、契約当時において鶴見区内で横浜市発注の下水道工事を施工していたため、工事に必要な資材を緊急に手配することができました。また、下水道工事の作業を熟知した作業員を緊急に手配することも可能であったことから選定しました。

## 9 所管課

環境創造局管路保全課